

# PTA 会則

## 第1条 名称

この会は、シアトル日本語補習学校 PTA と称し、事務局をシアトル日本語補習学校におく。

## 第2条 目的

本会は、学校と家庭とが密接な連絡を保ち、互いに協力しあって、本校教育目標に沿った園児・児童・生徒の育成に努める。

## 第3条 構成

本会は、次の者をもって構成され、PTA 会長が本会を代表する。

- (1) 本校に在籍する園児・児童・生徒の保護者
- (2) 本校の校長、教頭及び教職員

## 第4条 役員、委員等の選出と任期

役員、委員等の選出要領は、以下の要項、細則に基づく。

- (1) PTA 会長は、PTA 会長選出要項に基づく。
  - (2) 会長以外の役員（副会長、事務局長、副事務局長、各委員会委員長、事務局各部長）は、PTA 運営細則に基づく。
  - (3) 学級委員（補充候補者を含む）は、PTA 学級委員選出要項に基づく。
- 役員・委員の任期は1年間とする。但し、再任をさまたげない。会計担当の任期は、2年間とする。また、副事務局長は、次年度事務局長を担当するため、任期2年間とする。

## 第5条 会議

PTA 会長は、以下の会議を招集し主宰する。議事は、出席者の過半数の賛成をもって決することができる。

### (1) PTA 総会

原則として、毎年年度当初に開くが、重要事項決議を必要とする場合は、臨時に総会を開くことができる。総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関で、次の事項について決める。

- ① 役員の承認
- ② 会則の改正
- ③ 決算の承認と予算の決議
- ④ 年間活動計画及び重要事項の決議

### (2) PTA 役員会

PTA 委員会の決定、年間活動計画に基づき、PTA 運営に必要な主要事項を審議決定する。原則として PTA 運営細則に定める役員及び学校委員で構成し、必要に応じて会長が招集する。

### (3) PTA 委員会

原則として二ヶ月に一回開催し、学校からの連絡事項、月毎の PTA 活動の連絡事項の報告及び重要事項の審議決定をする。

PTA 運営細則に定める役員、学校委員、及び PTA 委員（学級正委員）、学校運営委員会からのオブザーバーで構成される。

## 第6条 発効と改正

本会則は、1979年9月1日より発効する。  
本会則は、1999年2月6日より改正する。  
本会則は、2003年4月1日より改正する。  
本会則は、2006年4月29日より改正する。  
本会則は、2012年1月7日より改正する。  
本会則は、2013年1月12日より改正する。